

下農振第12号
令和7年 1月 8日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

下関市長 前田 晋太郎

市町村名 (市町村コード)	下関市 (35201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊北町大字滝部(国営)地区 (寺地集落の一部、大代集落の一部、大庭集落の一部)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月29日 (第 1 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、中心経営体が6戸(うち4法人)おり、10年以内に耕作放棄されるおそれのある農地は無いが鳥獣害による被害が年々増大している為、防止対策を講じる必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・ 飼料作物、梨、お茶を主要作物と位置づけ農地を集積しているが、今後は有機肥料・減農薬等により栽培方法をより確率し、良品質で安心安全な作物の生産を行う。
- ・ 畜産農家において、飼養施設の増設等により計画的に飼養頭数を増やすとともに疾病対策もより強化し、育成期の生産量の安定の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地で、農業を担う者が管理する農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域でその他の者が管理する農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現状、計画内の8割以上の農地を担い手が集積されているが、今後耕作が困難となる自作地が発生した場合は、中心経営体もしくは地域外からの入り作や新規就農者を確保し管理する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中心経営体が、近い将来借受けを希望している農地が2.9ha(4筆)あり、必要に応じて農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
国営農地開発事業(豊北開拓建設事業)による農用の造成及び飲雑用水施設の整備を完了済みであるが、今後も付帯する基盤整備事業が生じた場合は、必要に応じ担い手のニーズを踏まえ活用する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、当地区に新規就農者等による入り作希望があった際は、市町村及びJA等の関係機関と連携を図りながら担い手として受け入れ、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる防除作業及び土壌分析は、JA等を中心とした関係機関の協力を得る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①行政機関の補助金等を活用し、集落ぐるみで侵入防止柵や檻の設置を行い捕獲体制の構築に取り組む。
- ②有機・農薬・減肥料等により、経費削減に努めるとともに、高付加価値化に取り組む。
- ③スマート農機の活用により、作業の効率化を図る。
- ④販路の拡大のため、輸出等に取り組む。
- ⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。